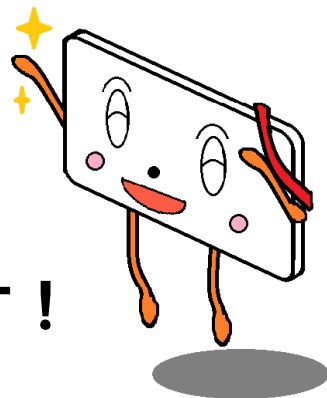


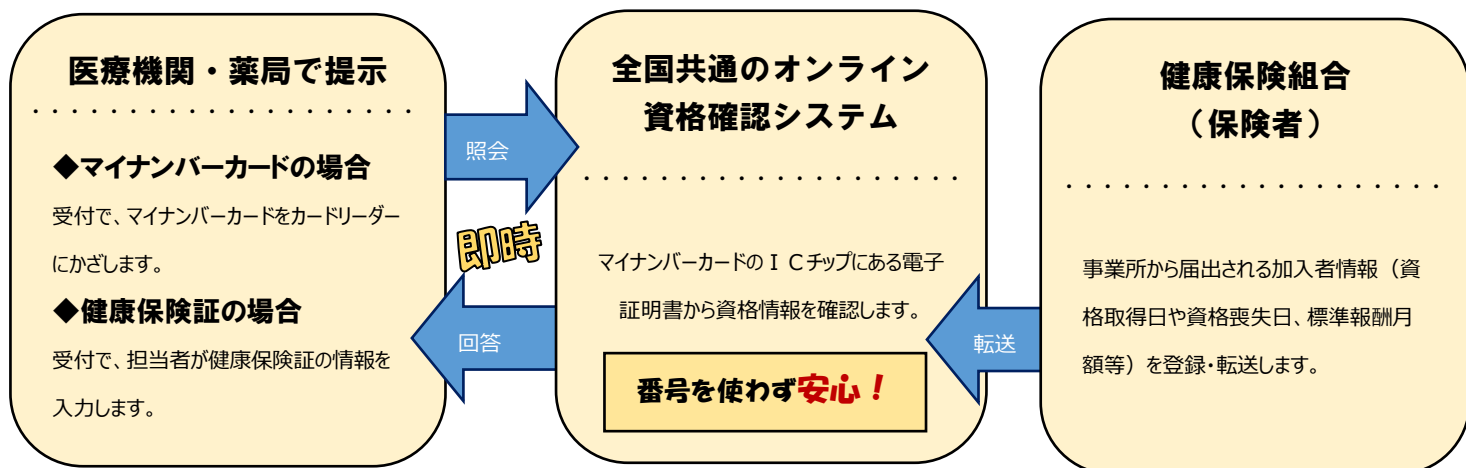
2021年3月から…

マイナンバーカードが

健康保険証として使えます！



注) マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、受診前にマイナポータルで利用申込を行う必要があります。



メリット1

就職・転職・結婚してもそのまま使える

メリット2

健診結果や投薬歴に基づいた治療を受けられる

同意すると医師や薬剤師がデータを確認します。

メリット3

健診結果や服薬歴を管理できる

マイナポータルから健診結果や服用した薬の履歴を自身で確認できます。

メリット4

限度額以上の医療費の一時支払いが不要になる

限度額適用認定証がなくても支払いが限度額までになります。

メリット5

確定申告の医療費控除が簡単にできる

マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、医療費控除の申告が簡単にできます。

マイナンバーに関するお問い合わせ

◆マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178**

受付時間 (年末年始を除く) 平日/9:30~20:00 土日祝/9:30~17:30

●保険証利用申込については、音声ガイダンスに従い「4→2」を押してください。

# よくあるご質問

病院や薬局でマイナンバーが知られてしまう？

マイナンバーカードになると原則、自分で読み取り機にかざし、読み込まれるものは番号ではなく電子証明書のみのため知られることはないです。

万が一、カードを落としたら自分の病歴が知られる？

カードの I C チップには医療データは保存されません。また、暗証番号さえ知られなければ、マイナポータルにアクセスできないようになっています。念のため、運用を停止する手続きを行ってください。

マイナンバーカードがあれば保険証がなくても受診できる？

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードのみで受診できます。  
導入されていない医療機関・薬局では引続き保険証が必要です。

保険証は使えなくなる？

保険証は今まで通り使えます。従来通りの方法で受診ができます。